

投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月16日改正
平成16年11月19日改正
平成17年 3月18日改正
平成17年 5月19日改正
平成17年11月18日改正
平成18年 5月11日改正
平成18年 6月 8日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年12月21日改正
平成20年 7月10日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成22年 1月21日改正
平成23年12月 8日改正
平成28年 7月21日改正
平成29年12月21日改正
平成31年 4月18日改正
令和 2年 9月11日改正
令和 7年 4月17日改正

(目的)

第1条 この細則は、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(権利落相場等の株式に係る評価額の計算方法)

第2条 規則第9条第2項なお書（規則第24条第1項において準用する場合を含む。）に規定する細則で定める計算方法により算出された価額は、次に掲げる株式について自主規制委員会が定める計算方法により算出される価額とする。

- (1) 新株引受権がなくなったとき（以下「権利落ち」という。）の旧株式及び新株式
- (2) 配当請求権がなくなったとき（以下「配当落ち」という。）の株式
- (3) 権利落ちと配当落ちが同時の場合の株式
- (4) 子会社株式引受権の権利落ちの株式
- (5) 株式併合後の売買開始日の株式
- (6) 会社合併の新株式

* 委員会決議第1

(公社債等)

第3条 規則第21条第1項に規定する細則で定める有価証券等は、次に掲げる有価証券等とする。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券

- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 社債券（転換社債及び会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。）（以下「転換社債等」という。）を除く。）
- (5) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、以下「資産流動化法」という。）に規定する特定目的会社による特定社債券
- (6) 投資法人債券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第1項第11号に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券をいう。）
- (7) コマーシャル・ペーパー
- (8) 金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金商法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権並びに外国の者に対する権利で同様の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」という。）
- (9) 約束手形（コマーシャル・ペーパー及び手形割引市場において売買される手形を除く。）
- (10) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第1号から第5号、第7号から第9号までの性質を有するもの
- (11) 第1号から第9号に係る預託証券又は預託証書
- (12) 指定金銭信託（金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。）
- (13) 信託受益権（金商法第2条第2項第1号に規定する信託受益権をいい、第8号に規定する貸付債権信託受益権及び前号に規定する指定金銭信託を除く。）
- (14) 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの
- (15) 合名会社若しくは合資会社の社員権又は合同会社の社員権
- (16) 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの
- (17) 組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に基づく出資金（金商法第2条第2項第5号に掲げるものに限る。）及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「投信法施行令」という。）第3条第8号に規定する匿名組合出資持分をいう。
- (18) 外国の法令に基づく権利で前号に掲げる権利に類するもの
- (19) 海外CD
- (20) 学校債券（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年省令第14号）第4条第1号に規定する学校債券をいう。）及び学校法人等に対する貸付けに係る債権（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の3の4に規定する債権をいう。）

(償却原価法による評価)

第4条 規則第22条に規定する細則で定める方法は、次に掲げる証券投資信託について当該各号に定める方法により算出される価額で評価する方法とする。

(1) 公社債券への投資運用を目的とする追加型証券投資信託であつて日々決算を行う実績分配型の証券投資信託

買付約定の日又は前年応当日（応当日が休日に当たる場合は、休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として同日から償還日の前日まで、取得価額と償還価額（割引債の償還価額は税込（額面金額に源泉税を加えた額をいう。以下この条において同じ。）とする。）との差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額

(2) 前号に掲げる証券投資信託以外の証券投資信託

次に掲げる公社債券について、当該各号に定める方法により算出される価額

イ 利付債券 買付けに係る約定日又は償還日の前年応当日（応当日が休日に当たる場合は、休日明け営業日）の翌日から償還日まで、取得価額（前年応当日の帳簿価額を取得価額とする。以下同じ。）と償還価額の差額を当該期間により日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額

ロ 割引債券 買付けに係る受渡日又は償還日の前年応当日（応当日が休日に当たる場合は、休日明け営業日）の翌日から償還日まで、取得価額と償還価額（税込とする。）との差額を当該期間により日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額

(金融資産)

第5条 規則第27条に規定する細則で定める金融資産は、次に掲げる資産とする。

(1) 預 金

(2) コール・ローン

(3) 国内CD

(4) 割引手形

(5) 貸付金

(6) 金銭債権（投信法施行令第3条第7号に規定する金銭債権をいい、第1号から第3号及び第5号に該当するものを除く。）

(7) その他理事会が定めた資産

第6条 （削除）

(外貨建資産の評価レート)

第7条 規則第32条に規定する細則で定める計算方法により算出されるレートは、自主規制委員会が定める計算方法により算出されるレートとする。

* 委員会決議第2

(外国為替予約取引等の評価レート)

第8条 規則第33条第1項第1号に規定する細則で定める計算方法により算出されるクロスレート

は、自主規制委員会が定める計算方法により算出されるレートとする。

2 規則第33条第1項第2号のイに規定する細則で定める計算方法により算出される値は、自主規制委員会が定める計算方法により算出される値とする。

* 委員会決議第3、第4

(転換社債等を株式転換する場合等の計理処理)

第9条 規則第35条に規定する転換社債等を株式転換する場合その他の細則で定める場合は、次に定めるものとし、その計理処理については自主規制委員会が定めるそれぞれの方法により処理するものとする。

- (1) 転換社債等を株式に転換する場合の計理処理
- (2) 権利入札によって取得した新株引受権及び新株式の失権に係る計理処理
- (3) 信用売証券の計理処理
- (4) 債券空売（利含みの場合を除く。）の計理処理
- (5) 債券空売（利含みの場合）の計理処理
- (6) 借株の計理処理
- (7) 内国公社債の売買に伴い既経過利息相当金額を税引で決済する場合の計理処理
- (8) 外国証券の取次ぎ手数料の計理処理
- (9) 国内金融商品取引所に上場されている外国株式の計理処理
- (10) 外国公社債の計理処理
- (11) 割引手形の計理処理
- (12) 新株引受権付社債の新株引受権行使に伴う計理処理
- (13) 先物取引の計理処理
- (14) オプション取引の計理処理
- (15) 分離型新株引受権付社債の計理処理
- (16) ユーロ円債の計理処理
- (17) 国内の譲渡性預金（CD）の計理処理
- (18) コマーシャル・ペーパー（短期社債等を含む。）の計理処理
- (19) 株式優待物の換金に伴う計理処理
- (20) 資金借入の計理処理
- (21) 貸付株式の計理処理
- (22) 貸付債券の計理処理
- (23) 借入債券の計理処理
- (24) スワップ取引の計理処理
- (25) 金利先渡取引（FRA）の計理処理
- (26) 為替先渡取引（FXA）の計理処理
- (27) 直物為替先渡取引（NDF）の計理処理
- (28) 抵当証券の計理処理
- (29) 投資信託受益証券及び投資証券の計理処理

- (30) 追加型株式投資信託の外国所得税控除の計理処理等
 - (31) 国債の入札前取引（発行日前取引）の計理処理
 - (32) 物価連動国債の計理処理
 - (33) 上場投資信託の設定について日本証券クリアリング機構により債務保証を受ける場合の計理処理
- 2 前項第18号に規定する短期社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいうものとする。

* 委員会決議第5

（基準価額の算定に係る用語の定義）

第10条 規則第53条に規定する細則で定める用語の定義及び計算方法は、次に掲げる事項について当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 基準価額表示通貨建有価証券評価損益 基準価額表示通貨建有価証券（有価証券先物取引に係る有価証券を除く。）、信用売証券及び有価証券の空売りに係る証券の帳簿価額（有価証券の空売りに係る証券については、既経過利子を除いた価額とする。）と評価額との差額とする。ただし、取引所に上場されている割引債券については、前記差額から未収利息相当分を控除した額とする。
- (2) 基準価額表示通貨建先物取引等評価損益 規則第28条に規定する先物取引等及び規則第29条に規定する有価証券店頭オプション取引等で基準価額表示通貨により取引されている取引に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額とする。ただし、スワップ取引については、前記差額から受取スワップ金利にあっては未払利息相当額を控除した額、支払スワップ金利については未払利息相当額を加算した額とする。
- (3) 外国投資勘定評価損益 外国投資勘定の帳簿価額と基準価額表示通貨に換算した外貨建資産（規則第32条に規定する外貨建資産をいう。以下同じ。）の純資産総額との差額をいうものとする。
なお、外貨建資産の純資産総額を算出するに当たって外国有価証券評価損益並びに外国先物取引等評価損益（第28条に規定する先物取引等及び第29条に規定する有価証券店頭オプション取引等で基準価額表示通貨以外の通貨で取引されている取引に係る取引対象の評価損益をいう。）は、第1号及び第2号に規定する方法により算出するものとする。
- (4) 為替評価損益 買為替勘定又は売為替勘定の帳簿価額と評価額の差額とする。
- (5) 残存受益権口数 元本が1口1円以下の投資信託は、1千口、1万口、10万口又は100万口等の適切な口数を1口に換算する。
なお、外貨建投資信託については、所定の単位とする。
- (6) 基準価額 基準価額は、円位未満四捨五入するものとする。ただし、信託終了時には、錢位未満四捨五入で計算するものとする（前号の残存受益権口数につき、10万口以上の口数を

1 口に換算する投資信託の信託終了時には、円位未満四捨五入とすることができる。)。

なお、外貨建投資信託は、市場流通単位とし、単位未満は四捨五入するものとする。

(単位型投資信託の配当等収益計算書)

第11条 規則第54条第2項に規定する配当等収益計算書は、別紙様式第1号とする。

(追加型投資信託の追加型収益分配金計算書)

第12条 規則第55条第2項に規定する追加型収益分配金計算書は、別紙様式第2号とする。

(追加型投資信託の追加信託金等の処理)

第13条 規則第57条に規定する追加型投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 追加信託金の処理は、別紙様式第3号の追加信託金処理明細表に基づき処理するものとする。

(2) 一部解約金の処理は、別紙様式第4号の解約金処理明細表に基づき処理するものとする。

(追加型子ファンドの配当等収益計算書)

第14条 規則第60条第2項に規定する配当等収益計算書は、別紙様式第1号とする。

(上場投資信託の収益分配金計算書)

第15条 規則第56条第7号に規定する上場投資信託収益分配金計算書は、別紙様式第5号とする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年11月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年12月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

ただし、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）附則第38条に規定する短期商工債については、第9条第18号に規定する短期社債等とみなす。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年1月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年7月1日から実施するものとし、実施日以降新たに設定する証券投資信託より適用するものとする。

ただし、実施日前に設定した証券投資信託について、改正後の規定を適用することを妨げない。

附 則

この改正は、平成28年7月21日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第10条第5号、第6号を改正

附 則

この改正は、平成29年12月21日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正に伴い、本細則で引用されている部分の条ずれの措置（第13条、第14条、第15条）
- ・別紙様式第1号 「記載上の注意」
- ・別紙様式第5号 表（区分の追加）及び「記載上の注意」の追加

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和3年1月1日から実施する。

*第9条第1項（33）新設

附 則

この改正は、令和7年4月17日から実施する。

*第9条第2項を修正

別紙様式第1号

配当等収益額計算書

(1) 分配可能額計算書

区分	金額
当ファンドの配当等収益額 A	
親ファンド(名称) の配当等収益額 B	
：	
配当等収益合計額 C (A+B)	
経 費 D	
差引配当等収益額 E (C-D)	
当ファンドの当期末残存受益権口数 F	口
当ファンドの期中平均残存受益権口数 G	口
分配可能額 H (E×F/G)	
一口当たり分配可能額 I (H/F)	

(2) 親ファンドの配当等収益額計算書

期間	親ファンド(名称) の配当等収益額 J	親ファンド残存口数		当該子ファンドに帰属すべき 配当等収益額 M (J×L/K)
		総口数 K	当該子ファンド 口数 L	
		口	口	
合計				

(3) 子ファンドの収益調整金相当額計算書

期間	当該子ファンドの 配当等収益額 M	子ファンド		収益調整金相当額 (その他収益調整金) P (M×N/O)
		追加設定口数 N	残存口数 O	
		口	口	
合計				

記載上の注意

1. 分配可能額計算書

- (1) 親ファンドの配当等収益額は、(2) 親ファンドの配当等収益額計算書の当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額の合計額を計上すること。

- (2) 当ファンド（追加型投資信託を除く。以下本号及び次号について同じ。）の配当等収益額は、当ファンドが当該計算期間中に計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」の合計額から「支払利息」を控除した額を計上すること。
- (3) 経費は、当ファンドが当該計算期間中に計上した「信託報酬」及び「その他費用」の合計額を計上すること。ただし、受益者の解約時に実績報酬（基準価額の水準により定められる信託報酬をいう。）を徴収するファンドにあっては、当該実績報酬を含めないこと。
- (4) 当ファンドの当期末残存受益権口数は当期末口数を計上する。
- (5) 当ファンドの期中平均残存受益権口数は当該計算期間の各月末の残存口数の単純平均を計上する。ただし、決算月について、計算期末までの状況を記載する場合は、各月末及び計算期末の単純平均を計上する。なお、ここで計算期末とは、当該親ファンドを組み入れる子ファンドが複数ある場合、当該子ファンドの各々の計算期末をいうものとする。
- (6) 一口当たり分配可能額については、元本が一口1円のものは、基準価額を表示する単位（外貨建投信においては所定の単位とする。）を計上する。

2. 親ファンドの配当等収益額計算書

- (1) 期間については、当該計算期間の初日の属する月から順次当該計算期間の末日の属する月（以下、決算月という。）の前月までの状況について月別に記載すること。ただし、決算月については、決算月の初日から計算期末までの状況を記載することができる。なお、ここで計算期末とは、当該親ファンドを組み入れる子ファンドが複数ある場合、当該子ファンドの各々の計算期末をいうものとする。
- (2) 親ファンドの配当等収益額は、各月中に当該親ファンドが計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」の合計額から「支払利息」を控除した額を計上すること。
- (3) 親ファンド残存口数は原則、各月末現在の口数を計上すること。ただし、上記（1）により決算月の初日から計算期末までの状況を記載する場合は、計算期末の口数を計上するものとする。

3. 子ファンドの収益調整金相当額計算書

- (1) 期間については、当該計算期間の初日の属する月から順次、決算月の前月までの状況について記載すること。ただし、決算月については、決算月の初日から計算期末までの状況を記載することができる。なお、ここで計算期末とは、当該親ファンドを組み入れる子ファンドが複数ある場合、当該子ファンドの各々の計算期末をいうものとする。
- (2) 当該子ファンドの配当等収益額は、（2）親ファンドの配当等収益額計算書の当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額を順次計上すること。
- (3) 子ファンドの追加設定口数は、各月中に当該子ファンドの追加設定口数を計上する。
- (4) 子ファンドの残存口数は、各月末現在の口数を計上すること。ただし、上記（1）により決算月の初日から計算期末までの状況を記載する場合は、計算期末の口数を計上するものとする。
- (5) 各月における収益調整金相当額（P）の計算において、当該子ファンドの配当等収益（M）を超過する場合にあっては、（M）当該子ファンドの配当等収益を当該月の計上額とする。

追加型収益分配金計算書

計算内容	科 目	配当等 収 益	有価証 券売買 等損益	収益調整金		経 費	分配準備積立金		繰 越 欠損金	元 本	合 計
				有価証券 売買等損 益相当額	その他 収 益 調整金		配当等 収 益	有価証 券売買 等利益			
1 期 末 現 在 高											
2 経 費 按 分 額	(%)	(%)	—	—		—	—	—	—	—	(100%)
3 経 費 控除後の損益金額					—						
4 繰越欠損金要補てん額	—		—	—	—	—	—	—	—	—	0
5 損失補てん後の損益金額					—						
6 収 益 分 配 可 能 額					—				—	—	
7 収 益 分 配 金 額					—				—	—	
8 収 益 分 配 後 の 損 益 金 額					—						
9 分 配 準 備 積 立 金 積 立 額			—	—	—				—	—	0
10 損 失 金 補 て ん 額			—	—	—				—	—	0
11 次 期 繰 越 金	—	—			—						

- (注) 1. 配当等収益欄には、受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金の合計額から支払利息を控除した額を、有価証券売買等損益欄には、有価証券売買損益及び先物取引等取引損益（第55条の規定に基づき評価換えされた額及び評価損益調整勘定より振り替えられた額を含む。）を、経費欄には、信託報酬及びその他の諸経費の合計額を記載する。
2. 期末現在高欄には、それぞれの科目の期末現在における金額を計上する。
3. 本計算書に記載する金額中信託財産の損失となる金額及び収益の減少又は損失の増加となる金額は負数金額とし、その旨を表示する。

追加信託金処理明細表

令和(又は西暦) 年月日

科 目 計算内容	配当等 収 益	有価証券売買等損益	有価証券等評価損益	外国投資勘定評価損益	評価損益調整勘定	収益調整金		経費	分配準備積立金		繰 越 欠損金	元本	合 計	口 数
						有価証券売買等損益相当額	その他収益調整金		配当等収益	有価証券売買等利益				
(A) 追 加 時 現 在 額								()						
外 国 投 資 勘 定 評 価 損 益 按 分 額					—	—	—		—	—	—	—		—
(B) 上記按分後の額														
経 費 处 理 経 費 按 分 額	(%)	(%)	—	—	—	—	—		—	—	—	—	(100 %) 0	—
(C) 経 費 处 理 後 の 額				—				—						
(C) × $\frac{\text{追加口数}}{\text{既存口数}}$	イ	ロ	ハ	一	ニ	ホ	ヘ	—	ト	チ	リ	ヌ	ル	
(D) 追加信託金の構成	—	—	—	—	—			—	—	—	—			
(A) + (D) 追 加 後 の 額														

(作成要領)

- 配当収益欄には、受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金の合計額から支払利息を控除した額を、有価証券売買等損益欄には、有価証券売買損益、先物取引等取引損益、為替評価損益、その他外貨費用及びその他外貨収益金の合計額を、有価証券等評価損益欄には、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額を、経費欄には、信託報酬及びその他の諸経費の合計額を記載する。
- 追加時現在額欄には、それぞれの科目の追加時現在における金額及び口数を記載するものとし、負数となるものはその旨を表示する。経費欄の()内には追加時現在における所得税の源泉徴収相当額を記載する。
- 外国投資勘定評価損益按分額には外貨建資産の収益、損失及び有価証券評価損益（有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額をいう。以下同じ。）をそれぞれ基準価額算出に用いた為替相場により基準価額表示通貨換算した額を記載する。
- 経費按分額欄の(%)内には、配当等収益及び有価証券売買等利益（有価証券売買等損失が有る場合は零とする。）の合計額を100%として算出した各金額の構成比率を記載し、比率で経費を按分した額を(%)の下に記載する。
- 経費処理後の欄には、追加時現在額欄の各科目の金額から、経費をそれぞれ控除し、控除しきれない額を有価証券売買等損益に計上する。
- 追加信託金の構成欄中収益調整金中の有価証券売買等損益相当額には、ロ、ハ、ニ、ホ、リ、の合計額を、収益調整金中のその他収益調整金には、イ、ヘ、ト、チの合計額を、元本には、ヌの額を、合計には、ルの額を、口数には追加される口数をそれぞれ記載する。
- 追加後の額欄には、追加時現在額欄のそれぞれの額と追加信託金の構成欄のそれぞれの額との合計額をそれぞれ記載し、口数には、追加時現在の口数に追加口数を加算した口数を記載する。

解約金処理明細表

令和(又は西暦) 年月日

科 目 計算内容	配当等 収 益	有価証券売買等損益	有価証券等評価損益	外国投資勘定評価損益	評価損益調整勘定	収益調整金		経費	分配準備積立金		繰 越 欠損金	元本	合 計	口 数
						有価証券売買等損益相当額	その他収益調整金		配当等収益	有価証券売買等利益				
(A) 解約時現在額								()						
外国投資勘定評価損益按分額					—	—	—		—	—	—	—		—
(B) 上記按分後の額				—										
経費按分額	(%)	(%)	—	—	—	—	—		—	—	—	—	(100 %) 0	—
(C) 経費按分後の額				—				—						—
(C) × $\frac{\text{解約口数}}{\text{既存口数}}$				—				—						—
(D) 解約金の構成			—	—				—						
(A) - (D) 解約後の額														

(作成要領)

- 配当収益欄には、受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金の合計額から支払利息を控除した額を、有価証券売買等損益欄には、有価証券売買損益、先物取引等取引損益、為替評価損益、その他外貨費用及びその他外貨収益金の合計額を、有価証券等評価損益欄には、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額を、経費欄には、信託報酬及びその他の諸経費の合計額を記載する。
- 解約時現在額欄には、それぞれの科目の解約時現在における金額及び口数を記載するものとし、負数となるものはその旨を表示する。
- 外国投資勘定評価損益按分額には外貨建資産の収益、損失及び有価証券評価損益（有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額をいう。以下同じ。）をそれぞれ基準額算出に用いた為替相場により基準額表示通貨換算した額を記載する。
- 経費按分額欄の（ %）内には、配当等収益及び有価証券売買等利益（有価証券売買等損失がある場合は零とする。）の合計額を 100%として算出した各金額の構成比率を記載し、同比率で経費を按分した額を（ %）の下に記載する。
- 経費按分後の額欄中の配当等収益、有価証券売買等損益については、解約時現在額から経費按分額を控除し、控除しきれない額を有価証券売買等損益に計上し、その他の科目については、解約時現在額をそれぞれ記載する。
- 解約金の構成欄中評価損益調整勘定には（C）×解約口数／既存口数欄の有価証券等評価損益及び評価損益調整勘定の合計額を、その他の科目には（C）×解約口数／既存口数欄の額を、口数には、解約する口数をそれぞれ記載する。
- 解約後の額欄には、解約時現在額欄のそれぞれの額から、上記5のそれぞれの額を控除した残額を記載し、控除しきれないものについては、控除しきれなかった金額を記載し、その旨を表示する。口数には、解約時現在の口数から解約口数を控除した口数を記載する。

別紙様式第5号

上場投資信託収益分配金計算書

区分	金額
A. 当期配当等収益額	
B. 親ファンドの配当等収益額	
C. 分配準備積立金	
D. 配当等収益合計額 (A + B + C)	
E. 経費	
F. 収益分配可能額 (D - E)	
G. 収益分配金	
H. 次期繰越金(分配準備積立金) (F - G)	
I. 口数	
J. 一口当たり分配金 (G / I)	

記載上の注意

1. 親ファンドへの投資を行う場合には、親ファンドの配当等収益額を、当該区分を設けたうえで別紙様式第1号（2）親ファンドの配当等収益額計算書における当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額の合計額を計上する。なお、親ファンドへの投資を行わない場合には、本計算書において、当該区分を設けずに以降の区分を順次繰り上げるものとする。
2. 当ファンドの配当等収益額は、当該計算期間中に計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」から「支払利息」を控除した額を計上する。
3. 分配準備積立金は、前期から繰り越された分配準備積立金の額を記載する。
4. 経費は、当該計算期間中に計上した信託報酬及びその他の経費の合計額を記載する。
5. 本計算書に記載する金額中信託財産の損失となる金額及び収益の減収又は損失の増加となる金額は負数金額として、その旨を表示する。